

令和2年度第7回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和2年10月9日(火) 午前9時30分～10時

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 12名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄	石川 久男
山田 和夫	村田 和久	辻 政幸	花田 和幸
木原 緑	大村 武彦	田中 誠二	門司 雅門

(2) 欠席委員 0名

4. 委員会に附した議案

議案第 25号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 27号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について

5. 事務局出席者

秋武 重成 久留 智美 中井 優介

議長 定刻前ですけれども全員お揃いですので、ただ今より第 7 回定例総会を開催させていただきます。起立。礼。

全員 おはようございます。

議長 はじめに現地確認ですけれども今年いっぱい 12 月までは一応自粛しておこう、という事に致しましたので、また来年の 1 月からは再開させていただきたいと思っております。それで今年いっぱいには中止という事で写真を添付しておりますので参考にしていただきたいと思います。それでは本日の議事録署名人に 3 番の辻委員と 4 番の大村委員、よろしくお願い致します。

それでは議事に入らせていただきます。議案第 25 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案の 1 ページ目をご覧ください。議案第 25 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 2 年 10 月 9 日提出 岡垣町農業委員会会長 田原一男。今回は 1 件の申請が出されております。申請人は議案の通りとなっております、対象地は野間 2 丁目 315 番地 4、地目は畑、面積は 4.8 ㎡、区分は都市計画区域内第 1 種住居地域。転用目的が共同住宅建設に伴う下水管敷設となっております。こちらの案件についてですが、7 月の農業委員会の際に審議していただきましたアパート建設の案件に関するものとなっております、申請者から転用対象地の申告漏れがあったということで追加の申請があがってきているものとなっております。2、3 ページに位置図関係を載せておりまして、場所としましてはサーラート岡垣と消防署から曲がったところになります。3 ページの赤で囲ったところが転用の対象地となっております。4 ページに拡大の図面を載せておりまして、対象地にはアパートから下水管が地下に敷設される予定となっております。今回議案としてあげるにあたりまして、担当の行政書士の方に改めて確認しましたがけれども、全体の建設計画ですとか資金計画については特に変更はないという事で単純に確認不足で申請が漏れていたということで説明を受けております。そのため別紙で許可基準チェック表を添付してございましたけれども、変更はあっておりませんので説明については省略させていただきます。以上になります。

議長 はい、議案第 26 号につきまして何かご意見ご質問等ございましたら。

廣渡委員 いいですか。

議長 はい、廣渡委員。

廣渡委員 これ、前の審議の時、ここなんでこんな残すのかと言った所でしょ。

事務局 はい。残地ということで。

廣渡委員 それで本人がiiiって言って、また申請しますなんてのはおかしいのでは。

俵口委員 いやこれ前の所と違うんじゃないですかね。申請。

廣渡委員 いやいや一緒よ。アパートやきね。

事務局 そうですね。分筆して全体のうち何㎡。

廣渡委員 その何㎡残すのはちょっとおかしいのではないかとということで。

事務局 場所はその申請をあげてない所になります。残地として。

廣渡委員 いやいや残地として残しとった畑でしょ。あれしかない。残すって言って申請しとろうが。

俵口委員 別の所でしょう。北側の所。

廣渡委員 別の所かねえ。

事務局 横で当初確認で残地という話は。

俵口委員 北側のこの辺やろうね。ここは出てなかった。

事務局 そこも残地が一か所あってですね。

議長 それはそれで前の通りになるんやろ。

事務局 そうですね。そこは省いていたんですけれども改めて確認してたら向こうがすみませんという事で言われてありましたので、どうしても下水管敷設の為に必要ということであげさせていただければと。

議長 そういう事です。よろしいでしょうか。他にご質問は。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願いします。はい、全員という事で。ありがとうございます。それでは続きまして、議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは議案の5ページをご覧ください。議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。令和2年10月9日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。今回は1件の申請が出されております。譲受人と譲渡人は議案の通りとなっております、対象地は1筆となっております。場所が野間757番地。地目は田、面積が954㎡。区分は農振青地、目的は所有権移転となっております。場所については6ページに図面を載せております。ちょうど岡垣中学校の裏手くらいにある黒く太い線で囲った場所になります。それでは別紙の第3条の調査表をご覧ください。4条の許可基準チェック表と一緒にホチキスで止めている分の2枚目になります。まず第1号の農地の全部効率利用についてですけれども、譲受人は別で五反ほど農地を所有しております。そちらでみかん等の柑橘類を既に作付している状況となっております。所有している機械ですとか農作業に従事する家族状況も確認しましたけれども、全ての農地を効率的に利用できるという事で不許可には該当しないとさせていただいております。第2号、3号については適用がありませんので省略致します。第4号農作業常時従事についてですけれども、本人と家族併せて従事日数が基準の150日を超えていますので不許可には該当しないとしております。第5号下限面積についてですけれども、下限面積の50aに対しまして現在55aを耕作されている状況となりますので不許可には該当しないとしております。第6号の転貸の禁止についてですけれども、対象農地が譲渡人の所有農地でありますので不許可には該当しないとしております。第7号の地域との調和についてですが、今回農地の取得にあたりまして事前に地元と協議の場を持つなど本人が色々努力をされているところもありまして今後問題はないと考えられることから不許可には該当しないとさせていただいております。そしてこちらの土地を購入された後は米を作付したいという事です。説明については以上です。

議長

それでは議案第26号について、ご意見ご質問等ございましたら。ないようでしたら議案第26号をご承認いただける方挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。それでは議案第27号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。

事務局

はい。それでは議案の7ページ目をご覧ください。議案第27号 農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について。農地の所有権の移転に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議及び決定を求めます。令和2年10月9日提出 岡垣町農業委員会会長 田原一男。こちらは中間管理機構の農地売買事業を利用したものとなっております、今回売り渡しの申請が1件あがってきております。8月の農業委員会の際に土地の所有者から機構への売り渡しを審議していただきましたけれども、今回機構から買い手のほうへの売り渡し申請があがってきたものとなっております。場所については8ページに図面を載せておまして、手野の竹井酒店とたこ焼き屋の交差点の所を新松原集落に入っすぐ右手の土地となっております。説明については以上です。

議長 それでは議案第 27 号につきまして、何かご意見ご質問等ございましたら。ないようでしたら議案第 27 号についてご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員賛成という事で。それではその他の項に入らせていただきます。

【その他の事項】

その他

1. 枝豆狩り体験について

日 時 10 月 17 日（土） 午前 9 時～正午 ※雨天時は翌日に順延

場 所 糠塚グラウンド横ほ場

※生育が悪いため中止を決定

2. 次回の日程について

日 時 11 月 10 日（火）※午後開催。時間未定

場 所 岡垣町役場 大会議室

※ 当日は、農地利用最適化推進委員会議及び新役員懇親会兼忘年会を予定しています

議長 それでは、以上をもちまして第 7 回の定例農業委員総会を終わらせて頂きます。起立、礼。
お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
